

部活動検討委員会設置要項

令和 4 年 7 月 15 日
指導推進担当部長決定

(設置)

第 1 東京都教育委員会に次の事項を目的とし、「部活動検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 区市町村立中学校等及び都立中学校・高等学校等における教員の負担軽減、生徒の自主的・自発的な活動、科学的トレーニングの積極的導入等による合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、生徒の多様なニーズに応じた活動等による部活動の充実
- (2) 子供たちのスポーツに親しむ機会を確保するため、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備等

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 中学校等における部活動の地域移行に向けた持続可能なスポーツ環境の構築
- (2) 「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」の円滑な実施
- (3) 「部活動に関する総合的なガイドライン」の活用
- (4) 地域のスポーツ団体、部活動指導員及び外部指導者等の活用
- (5) 部活動の推進に係る諸事業(生徒にニーズに応じた活動、競技力向上等)の取組評価
- (6) その他必要な事項

(構成)

第 3 委員会は、委員長及び委員により構成する。

- 2 委員長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員は、年度ごとに、学校教育及び社会教育関係者並びにスポーツ振興及び文化振興行政関係者の中から委員長が委嘱する。

(分科会)

第 4 発達の段階に応じた専門的事項の検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(意見聴取)

第 5 委員会は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(設置期間)

第 6 委員会の設置期間は、毎年度、第 1 回委員会の実施日から当該年度 3 月 31 日までとする。

(事務局)

- 第7 委員会の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。
- 2 事務局長は、教育庁指導部体育健康教育担当課長の職にある者をもって充てる。
 - 3 委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

- 第8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年7月15日から施行する。